第５章　目標達成に向けた施策

１　目標，施策の設定

本計画の目標達成に向けて，以下のとおり施策を推進します。

ひと・くらし・まちを結ぶ　みんなでつくる　公共交通

目標１：骨格となるバス路線網や運行サービスの維持・改善

・バス路線の幹線，準幹線を設定し，事業者とともにサービスの維持を図り，広域な移動を中心とした移動のしやすさの持続的な確保を目指します。

施策１：公共交通軸形成事業

・幹線交通，準幹線交通の維持
・乗務員確保に向けた取組
・利用促進に向けた取組（全体の交通）
・中広域のネットワークの検討体制づくり

目標２：幹線・準幹線交通を補完する地域内交通の維持・改善

・幹線・準幹線を補完する地域内交通を検討・導入し，身近な移動を中心とした移動の持続的な確保を目指します。

施策２：地理的空白解消事業

・地域内交通の導入，維持
・地域との協働による取組の継続
・利用促進に向けた取組（地域内交通）
・新技術（自動運転等）の検討，導入

目標３：市民の困りごとに寄り添った公共交通施策の形成と多様な主体との連携

・公共交通機関のバリアフリー化，地域内交通やタクシー等の活用，関係者間の連携により，多様な世代の自立した移動実現を目指します。

施策３：包摂的な交通事業

・公共交通のバリアフリー推進（車両や情報案内等を含む）
・地域内交通やタクシーの利用促進，活用の検討
・多様な世代の自立した移動実現を目指した関係部署の連携

目標４：まちづくりと連携した交通施策（モビリティ・デザイン）の推進

・交通結節点の利用のしやすさ，小さな拠点であるモビリティ・ハブの配置，都市整備事業との連携など，移動しやすい環境構築を目指します。

施策４：まちづくり連携事業

・交通結節点の利用のしやすさ確保
・モビリティ・ハブ，スマートバス停整備
・デジタル技術の活用
・まちづくりとの連携

２　施策一覧

４つの目標，施策，計画期間中のスケジュール，実施主体を下表のように設定し施策を推進します。

目標・施策	施策No.	施策名
目標１： 骨格となるバス路線網や運行サービスの維持・改善 （施策１：公共交通軸形成事業）	1-1	幹線交通，準幹線交通の維持
	1-2	乗務員確保に向けた取組
	1-3	利用促進に向けた取組(全体の交通)
	1-4	中広域のネットワークの検討体制づくり
目標２： 幹線・準幹線交通を補完する地域内交通の維持・改善 （施策２：地理的空白解消事業）	2-1	地域内交通の導入，維持
	2-2	地域との協働による継続的な取組
	2-3	利用促進に向けた取組（地域内交通）
	2-4	新技術（自動運転等）の検討，導入
目標３： 市民の困りごとに寄り添った公共交通施策の形成と多様な主体との連携 （施策３：包摂的な交通事業）	3-1	公共交通のバリアフリー推進 （車両や情報案内等を含む）
	3-2	地域内交通やタクシーの利用促進，活用の検討
	3-3	多様な世代の自立した移動実現を目指した関係部署との連携
目標４： まちづくりと連携した交通施策（モビリティ・デザイン）の推進 （施策４：まちづくり連携事業）	4-1	交通結節点の利用のしやすさ確保
	4-2	モビリティ・ハブの整備
	4-3	デジタル技術の活用
	4-4	まちづくりとの連携

※モビリティ・ハブの内容，定義等は 47 ページを参照

スケジュール					実施主体			
R8	R9	R10	R11	R12	市	事業者	市民	関係者
実施（継続），取組検討・展開					■	■		
実施（継続），取組検討・展開					■	■		
検討	実施				■	■	■	■
検討体制の構築，協議					■	■		■
検討	実施				■	■	■	■
実施（継続），取組検討・展開					■	■	■	■
検討	実施				■	■	■	■
検討・実証・評価		実施			■	■		■
検討	実施				■	■		
検討	実施				■	■		■
検討，協議					■	■		■
実施					■	■		
検討	実施				■	■		
実施（継続），取組検討・展開					■	■		
実施（継続），取組検討・展開					■	■		■

３　施策

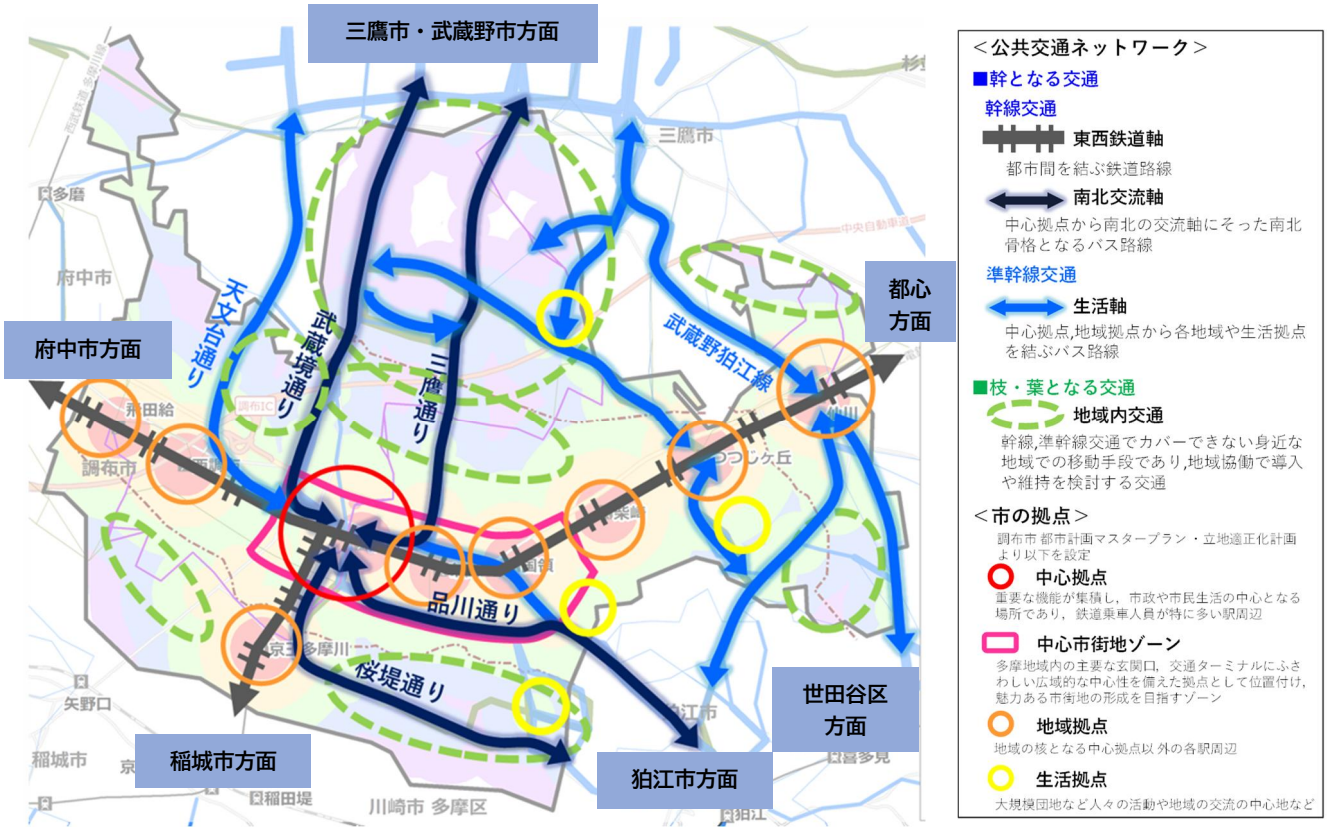
目標１：骨格となるバス路線網や運行サービスの維持・改善（施策１：公共交通軸形成事業）

1-1　幹線交通，準幹線交通の維持

幹線交通・準幹線交通（市内の中心拠点から市内の南北の骨格となるバス路線や，市内の地域拠点から各地域や生活拠点を結ぶバス路線）において，効率的かつ利便性を確保したネットワークの視点を持ちながら，路線・サービスの維持を図ります。

また，持続可能となる相応のサービス水準が維持されるよう，関係者で利用促進等の支援を行います。

■目指す公共交通ネットワークと幹線交通，準幹線交通の設定



＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
実施（継続），取組検討・展開				

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者）

1-2　乗務員確保に向けた取組

広報誌への掲載などを含め，事業者の人材確保に対する支援を行い，人材不足の解消と持続可能なネットワークの維持・構築を図ります。

また，バス・タクシーの乗務員の確保に向け，幅広い対象者が働きやすい就業環境・勤務形態等の促進のため，就労環境支援などを含む方策について，事例など踏まえた検討を行います。

なお，本施策は後述の「2-1　地域内交通の導入，維持」，「3-2　地域内交通やタクシーの利用促進，活用の検討」にもつながるものとなります。

【事例】各社の募集・採用サイト

■京王バス



■小田急バス



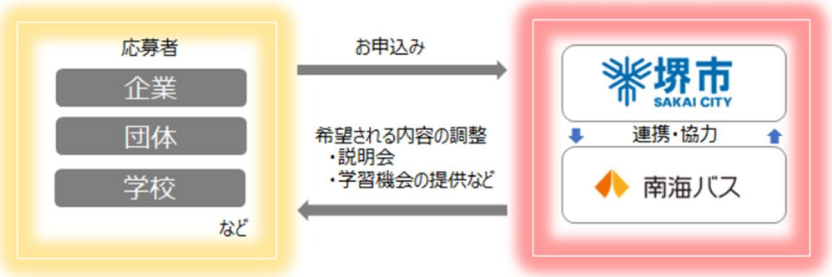
出典　各社 HP

【事例】4 つのバス会社が合同で開催する運転体験会（小田原市）



出典　小田原市

【事例】堺市と南海バス株式会社との路線バスの運転士等の担い手確保に向けた連携協定書（令和 7（2025）年 3 月 7 日）



出典　堺市

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
実施（継続），取組検討・展開実施				

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者，タクシー事業者）

1-3　利用促進に向けた取組（全体の交通）

市内全体での公共交通の利用促進に向け，マイカー利用者が目的や状況によって公共交通手段の利用を促す「モビリティ・マネジメント」の視点を持ち，取組を実施します。また，そうした取組と合わせ，公共交通の周知活動やバスマップなどの分かりやすい情報提供の方法等についても検討します。

モビリティ・マネジメントにおいては，居住者，通学者，来街者（観光者）など，多様な対象に合わせた検討を行います。一例として，市への転入者に対し，市内の公共交通の情報を積極的に発信（バスマップ等を配布）することで，公共交通の利便性を周知し，利用促進につなげるなどの取組があります。

モビリティ・マネジメントとは：一人一人のモビリティ（移動）が，個人的にも社会的にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す，コミュニケーション施策を中心とした交通政策

■取組イメージ

モビリティ・マネジメント
・公共交通利用のメリットや利用の興味につながる目的地等の情報発信
・市内行事，観光施設等との連携による，公共交通の情報や魅力発信
・若年層，転入者への働きかけなどの実施

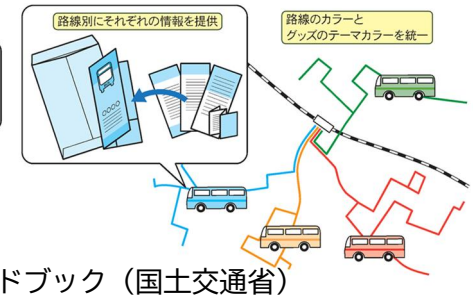
各種取組とセットで行う

利用促進のためのツール作成，情報発信
例）公共交通マップ作成
・地図形式で路線が分かるように工夫
・各結節点から各方面のバスが分かるよう工夫
・上記により，路線を利用したい，利用しようと思う情報として提供

▼広報誌等との連携・Web の活用



▼わかりやすいきめ細かな情報提供



出典　地域公共交通の利用促進のためのハンドブック（国土交通省）

＜実施スケジュール＞

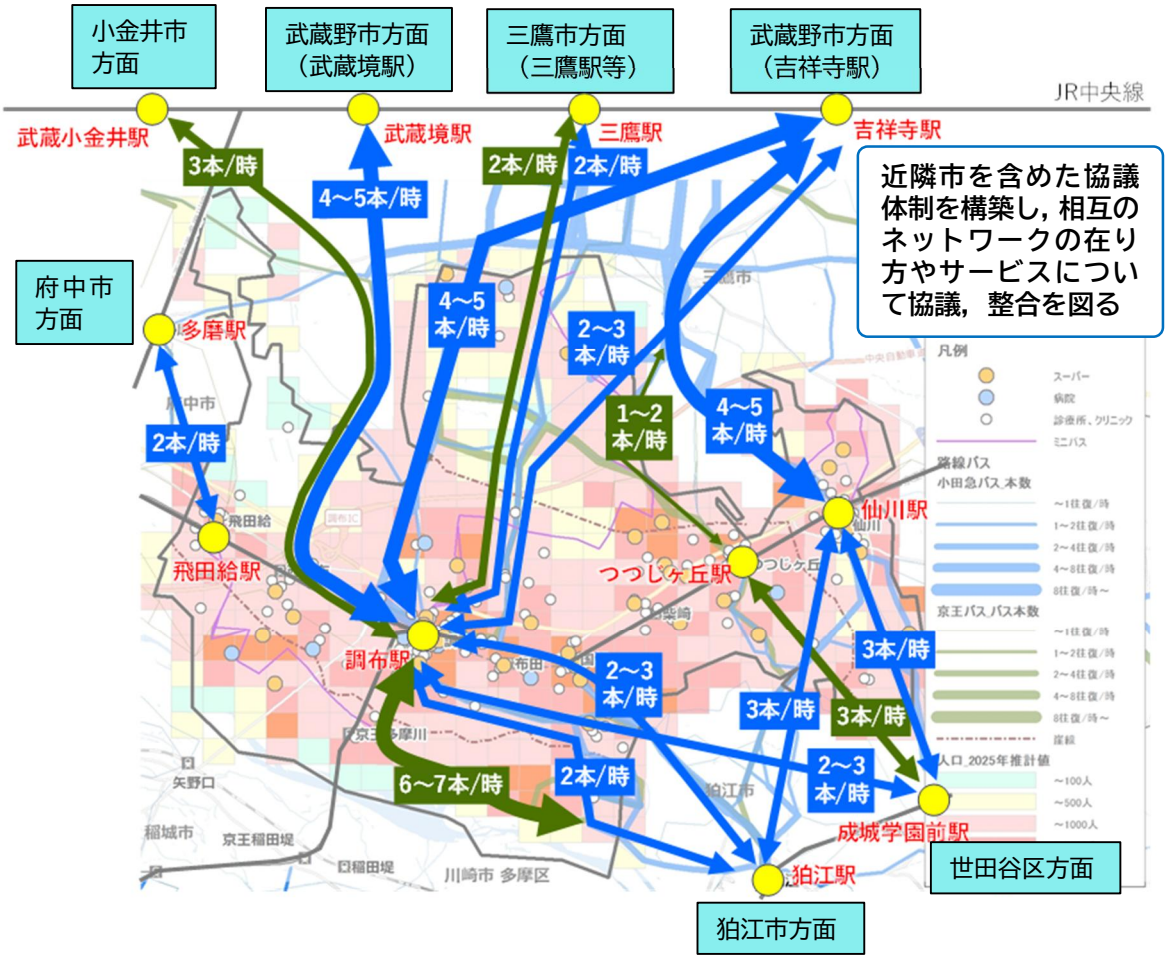
令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討	実施			

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者），関係者（学識等）

1-4　中広域のネットワークの検討体制づくり

公共交通網においては，市内外をつなぐ広域路線が含まれることや，行政界付近における交通手段確保の取組みなども求められることから，近隣市を含めた中広域での路線のあり方や利用促進等の交通施策を検討していく必要があります。このため，中広域の公共交通ネットワークに関して，近隣市との協議体制を構築し，相互の計画の整合性やネットワーク構築に向けた協議・調整を行います。

■調布市と周辺市区とのバス路線網のつながり



出典　令和 2 年国勢調査，国土数値情報，標準的なバス情報フォーマット（GTFS）データ

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討体制の構築，協議				

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者），関係者（他自治体，行政機関）

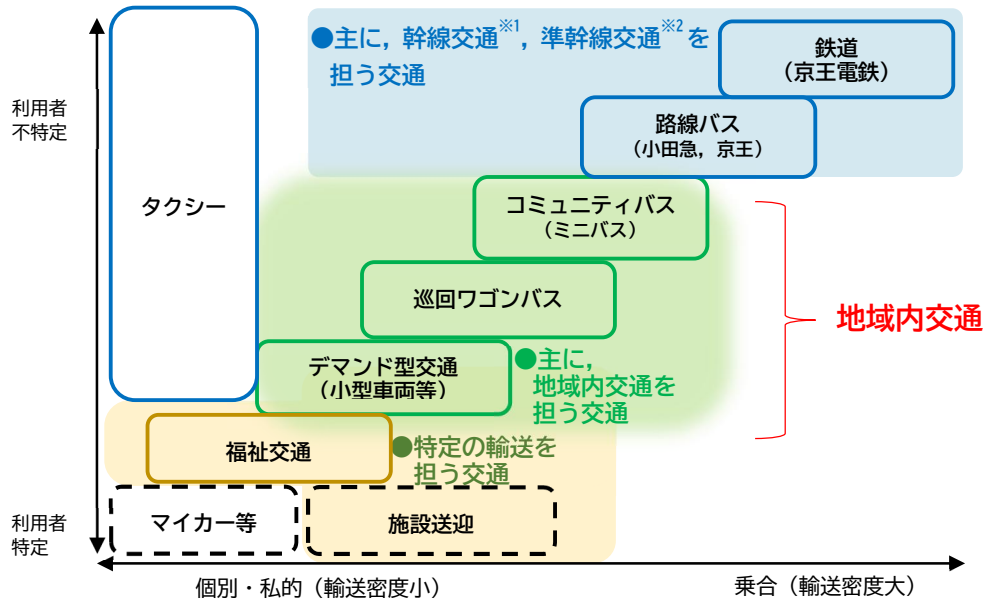
目標２：幹線・準幹線交通を補助する地域内交通の維持・改善（施策２：地理的空白解消事業）

2-1　地域内交通の導入，維持

地域内交通（補完的な交通）について地域関係者や交通事業者との協働により検討し，地域の特性（移動需要，安全性を含めた道路の諸条件など）に合った方法や計画を立案します。

また，導入検討や利用促進の取組を実施するほか，タクシーなどの既存の個別交通の利用も考慮した地域内交通の維持・改善策を検討します。

■地域内交通の位置付け



＜実施スケジュール＞　※北部地域は令和７年度から実施

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討	実施			

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者，タクシー事業者），市民

2-2　地域との協働による継続的な取組

地域関係者との協働による検討体制の構築，地域主体の検討に対する支援を実施します。
また，導入後のモニタリング，利用促進の仕組みを構築します。



地域住民，交通事業者，行政による検討体制

■各種取組の様子（北部地域の例）

地域との意見交換の様子





調布市公共交通活性化協議会
地域部会の様子





開催風景（上）と協議したルート案（下）

＜実施スケジュール＞　※北部地域は令和 7 年度から実施

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
実施（継続），取組検討・展開				

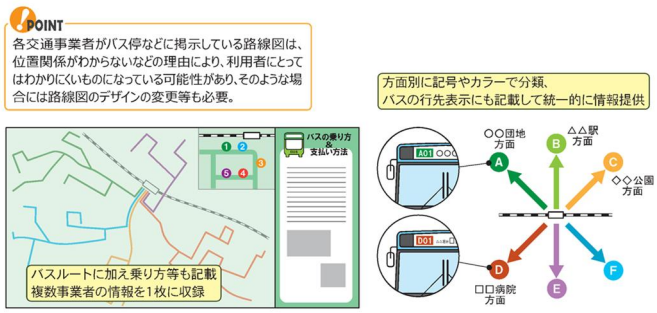
＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者），市民，関係者（福祉）

2-3　利用促進に向けた取組（地域内交通）

地域の方が愛着を持って地域内交通を積極的に使うことを目指し，地域内交通の各種利用促進に向けた取組を実施します。また，地域内交通の定着に向けた活動（周知，モビリティ・マネジメント）や，地域内の利用促進イベント（既存イベントとのタイアップ等）に併せて取り組みます。そうした取組の一環として，地域内交通のマップ，案内を作成し活用します。

■取組イメージ

▼わかりやすい情報案内パンフレット作成



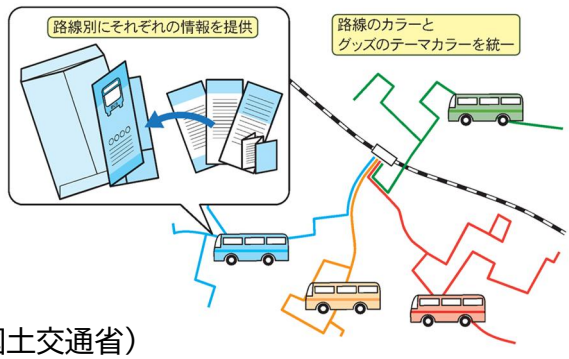
【事例】コミュニティバス案内チラシ（姫路市）



▼広報誌等との連携・Web の活用



▼わかりやすいきめ細かな情報提供



出典　地域公共交通の利用促進のためのハンドブック（国土交通省）

＜実施スケジュール＞　※北部地域は令和７年度から実施

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討	実施			

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者），市民，関係者（産業・福祉）

2-4　新技術（自動運転等）の検討，導入

地域内での移動手段の確保・向上に新技術を活用するため，自動運転バス等の導入実験を行うなど，研究・検討を進めます。

【参考】バスなど公共交通への自動運転サービスの導入に向けたガイドライン（東京都）
自動運転サービス導入の企画立案の進め方

(1) 導入対象地域の課題整理	■ 導入対象とする地域や既存の営業路線の現状と課題の整理

表　地域公共交通に関する課題

地域公共交通の維持・確保	・ 既存路線維持のための運転手確保が難しい。 ・ 既存の赤字路線を維持するための運営の合理化　等
地域公共交通サービスの改善	・ 地域公共交通ネットワークの再編による利便性向上 ・ 運行ダイヤ改正等のサービスの改善
地域公共交通の充実	・ ラストワンマイル移動の充実 ・ 周遊観光する来訪者に対する分かりやすく、使いやすい公共交通サービスの充実　等

(2) 自動運転サービス内容の検討	■ 運行ルート、停留所、運行ダイヤ、運賃・料金、車両などの具体的なサービス内容を検討



図　自動運転車両の例

(3) 自動運転サービス実施体制等の検討	■ 運行主体や自動運転システム提供者となる事業者を選定

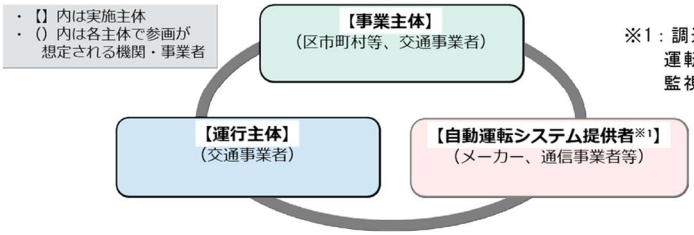


図　自動運転サービスの実施体制と主な役割

(4) 需要予測・採算性の検討	■ 自動運転サービスの導入に係る支出・収入額の想定を整理し、事業採算性について検討
(5) 社会受容性向上策の検討	■ 自動運転サービスを地域に受け入れてもらうための取組内容を検討

出典　バスなど公共交通への自動運転サービスの導入に向けたガイドライン（東京都）

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討・実証・評価		実施		

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者），市民，関係者

目標３：市民の困りごとに寄り添った公共交通施策の形成と多様な主体との連携（施策３：包摂的な交通事業）

3-1　公共交通のバリアフリー推進（車両や情報案内等を含む）

地域の公共交通においてノンステップバス等，車両のバリアフリー化を継続するほか，情報案内のバリアフリー推進を検討します。

【例】ノンステップバス（調布市ミニバス）



出典　調布市資料

ノンステップバス

【事例】ココシルこまえ（狛江市）



出典　狛江市ホームページ

市内を循環するコミュニティバスのルートと連動して，車いすやベビーカー利用者等が安心して移動できるルートを案内

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討	実施			

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者），関係者（福祉）

3-2　地域内交通やタクシーの利用促進，活用の検討

地域の立地状況や身体的制約等の移動制約条件を考慮しつつ，福祉交通や公共交通のほか，個別輸送（タクシー等）の役割や特徴を生かし，地域や状況に応じた対応策を検討します。

【事例】陣痛タクシー（日本交通立川㈱）



出典　日本交通立川ホームページ

【事例】ユニバーサルデザインタクシー（京王自動車㈱）



ユニバーサルデザインタクシーとは、みんなにやさしい新しいタクシー車両です。

健康な方はもちろん、高齢者や車いす使用者、ベビーカーや荷物が多い時など、誰もが利用しやすい”みんなにやさしい新しいタクシー車両”です。

※料金は一般のタクシーと同額です。
※乗車定員は乗務員を含め５名、車いす使用時は乗車定員3名になります。

出典　京王自動車ホームページ

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討	実施			

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者，タクシー事業者）

3-3　多様な世代の自立した移動実現を目指した関係部署との連携

移動制約者や福祉交通事業者へのヒアリングを実施するなど，継続的な移動制約者のニーズ把握に努めるとともに，関係部署と連携した移動支援の方法を検討します。

また，福祉等の関係者による取組を把握・整理し，公共交通及び福祉交通等の状況を俯瞰した取組検討や連携強化を図ります。



移動制約者へのヒアリング（令和 7（2025）年 10 月実施）

【参考】市内における福祉交通等の取組例

事業実施主体	事業	対象者（概要抜粋）	対象箇所	輸送方法
総合防災安全課	風水害時要配慮者等避難バス	高齢の方，障害のある方，乳幼児をお連れの方，妊娠中の方など，自力で避難所に行くことが困難な方	多摩川流域で「高齢者等避難」発令時，拠点 4 か所から避難所へ	借上げ民間バス
子ども家庭センター	母子保健事業や交流会等を利用するためのタクシー移動費用の助成	0 歳から 2 歳に達する多胎児を養育する家庭	こども商品券取扱業者	タクシー
児童青少年課	施設送迎車両	調布市立ゆずのき学童クラブに在籍し，車両送迎の必要のある障害児	学校-学童クラブ，学童クラブ-自宅等	ワゴン車
福祉総務課	福祉有償運送	単独でタクシー等を利用することが困難な障害者や要介護認定を受けている者などであって，旅客の名簿に記載されている運送者の会員	運行の発着地いずれかが調布市内であること	乗車定員 11 人未満の自動車
障害福祉課	施設送迎バス	子ども発達センター利用者	子ども発達センター	車両：マイクロバス，ワゴン車
	市営生活介護事業所（一部）の送迎	障害がある方	市内	マイクロバス，ワゴン車，乗用車
	調布市心身障害者交通手当支給	市内に住所を有し，該当する障害がある方	対象箇所の指定なし	―
	調布市車椅子 福祉タクシー事業	該当する障害がある方	対象箇所の指定なし	福祉タクシー
教育総務課	調和小学校室内プール送迎バス	令和 7（2025）年度対象校 染地小学校・若葉小学校・第四中学校生徒と関係者	調和小学校と対象校間	車両：バス

調布市都市計画マスタープラン（抜粋）

施策②　すべての人にやさしい公共交通の充実	
②-１	公共交通移動等円滑化基準に基づくバリアフリー化を継続して実施するため，鉄道とバスなど，交通施設等のバリアフリー化を支援します。
②-２	コミュニティバスやデマンド交通等の活用，福祉タクシーの利用支援により，公共交通が利用しにくい地区への適切なサービス提供を図るなど，だれもが移動しやすい公共交通環境の実現に向けた取組を検討します。
②-３	バリアフリーマスタープランに定める重点整備地区（調布駅・布田駅・国領駅周辺地区，飛田給駅周辺地区，京王多摩川駅周辺地区）における生活関連経路のバリアフリー化を促進します。

出典　調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画

調布市総合交通計画（抜粋）

＜基本目標＞

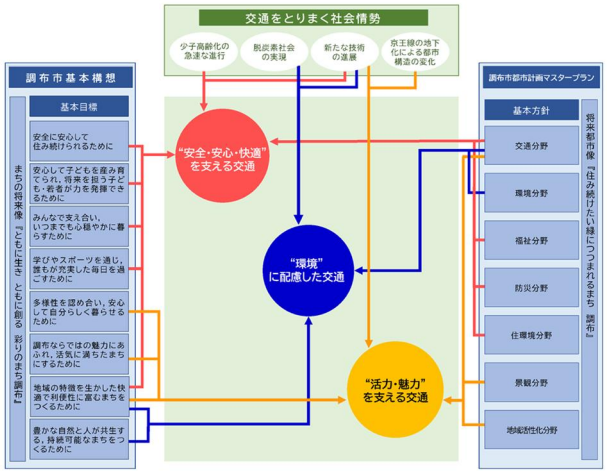
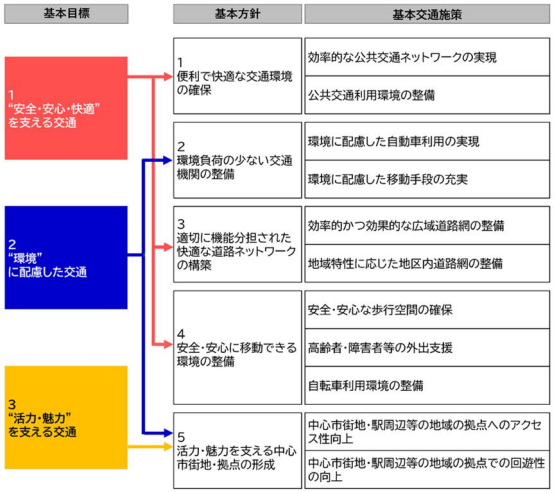


図　調布市総合交通計画の基本目標

＜基本交通施策＞



出典　調布市総合交通計画

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討，協議				

＜実施主体＞　調布市，交通事業者（バス事業者），市民，関係者（福祉）

目標４：まちづくりと連携した交通施策（モビリティ・デザイン）の推進（施策４：まちづくり連携事業）

4-1　交通結節点の利用のしやすさ確保

駅前広場等の交通結節点における利便性の向上のため，調布駅前広場におけるバスのり場案内やバス停のデジタルサイネージ化等を実施します。

これらの設置・運用を通じて，バス等の公共交通の利用促進をはじめ，高齢者等のデジタル機器への親近感の向上，外国語での情報案内，周辺施設の情報発信など，まちづくりへの波及効果も図ります。

調布駅前バスのり場案内及びバス停のデジタルサイネージ化



出典　調布市資料



調布駅前バスのり場案内及びバス停配置図
出典　調布市資料

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
実施				

＜実施主体＞　調布市，交通事業者（バス事業者）

4-2　モビリティ・ハブの整備

モビリティ・ハブ※（小さな結節点）の整備を促進し，幹線交通，準幹線交通，地域内交通の乗り継ぎのしやすさや市民の利便性向上を図ります。（写真：小田急バス「ｍｅｅｄｏ（みいど）」（左），ブランチ調布（右））

【事例】小田急バス　ｍｅｅｄｏ（みいど）



出典　小田急バスホームページ

【事例】ブランチ調布



出典　ブランチ調布ホームページ

また，誰もがアクセスしやすい拠点における移動販売車（写真：京王ほっとネットワーク）の活用促進など，地域で暮らせる取組も併せて検討します。

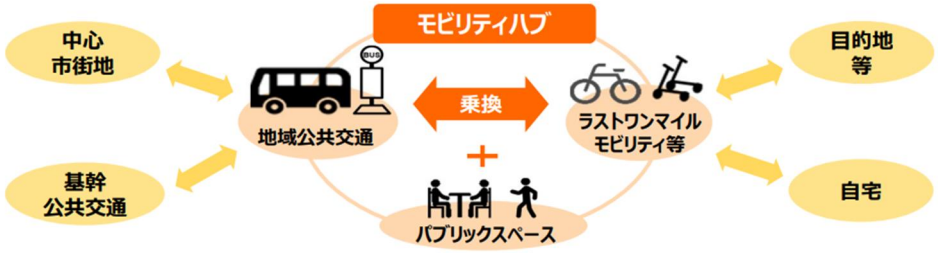
【事例】京王ほっとネットワークによる移動販売



出典　京王ほっとネットワークホームページ

※本計画では，異なるバス路線同士の接続や，バスと自転車の接続などが生じる小さな結節点を「モビリティ・ハブ」と呼称しています。駅前広場のような大きな交通結節点ではなく，バス停を中心としたまちなかの小さな拠点と言えます。交通の拠点であるとともに人々が集まる賑わいなどの機能を有するケースもあります。

【参考】地域公共交通と連携したモビリティ・ハブのイメージ



出典　第２回施設デザイン WG 事務局資料 資料２
国土交通省 都市局 街路交通施設課　令和６年１月 16 日

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
検討	実施			

＜実施主体＞　調布市，交通事業者（バス事業者）

4-3　デジタル技術の活用

公共交通データ等のオープン化，標準データ形式化（GTFS 化）により，公共交通情報提供，デジタルの案内，路線検索の円滑化や，各種デジタルサービス化を推進します。

運賃支払いにおける電子決済化の取組など，運行の効率化による公共交通の持続性の向上や移動時の利便性向上，円滑な移動環境の実現を目指します。

【事例】路線バスのキャッシュレス化（京王バス）
京王バスではキャッシュレスバスの取組を推進。令和 7（2025）年 3 月に調布営業所の路線バスほぼ全路線に，クレジットカード決済端末を導入。



出典　京王バスホームページ

完全キャッシュレスバスの実証運行

調布市内では京王バスが以下 3 路線にて完全キャッシュレスバスの実証実験を開始。
・つつじヶ丘駅北口―深大寺
・調布駅北口―深大寺
・味の素スタジアムイベント輸送



左：完全キャッシュレスバスを示す行先表示器
右：運賃箱における現金収受終了の案内
出典　京王バス提供資料

【事例】GunMaaS（群馬県）
公共交通機関やタクシー，デマンド型交通など，さまざまな交通手段をシームレスに結びつけ，誰でも簡単に便利に利用できるスマートフォン向け WEB サービス



出典　「GunMaaS」ホームページ

＜実施スケジュール＞

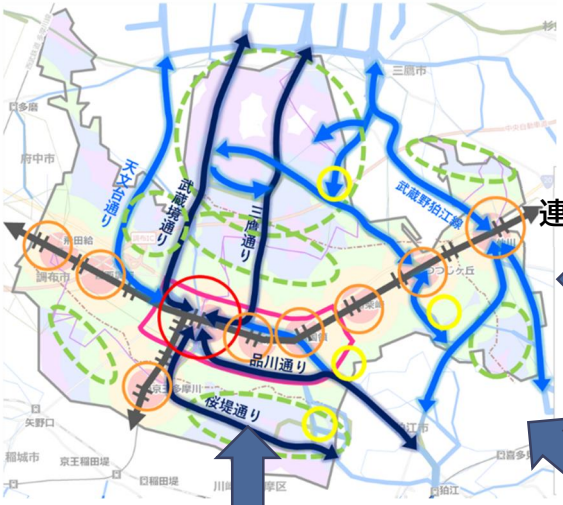
令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
実施（継続），取組検討・展開				

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者）

4-4　まちづくりとの連携

都市計画事業や開発事業等の機会を捉え，適切な公共交通サービスを検討するため，市や開発関係者と交通事業者との情報連携，路線導入や見直し等の協議促進を図ります。

■市の目指す公共交通ネットワーク



連携・見直し

【事例】京王多摩川まちづくりプロジェクト（京王電鉄）



出典　京王電鉄ホームページ
≪本開発を中心とした京王多摩川エリアのまちづくりの将来イメージ≫

【事例】ｍｅｅｄｏ（みいど）（小田急バス）

出典　小田急バスホームページ



調布駅周辺地区街づくりビジョン（令和 7（2025）年 10 月策定）など今後の計画へ

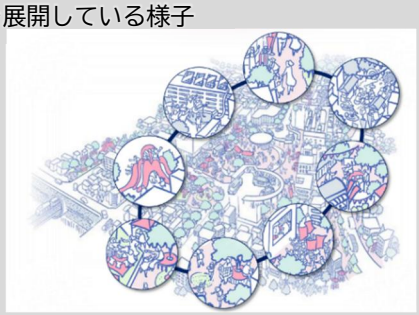
～短期的（概ね 5 年後）な展開イメージ～
幹線道路が整備され，通りに沿った建物の更新が進み，沿道ににぎわいが生まれている様子



～中期的（概ね 10 年後）な展開イメージ～
新たに生み出されるオープンスペースを活用し，人々が楽しく過ごす様子



～長期的（概ね 20 年後）な展開イメージ～
まちの成熟化が進み，多様な主体がまちづくり活動を展開している様子



出典　調布駅周辺地区街づくりビジョン

＜実施スケジュール＞

令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）	令和 12 年度（2030）
実施（継続），取組検討・展開				

＜実施主体＞　市，交通事業者（バス事業者），関係者（開発事業者等）